

第 8 1 号議案

豊川市議会議員及び豊川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

豊川市議会議員及び豊川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 6 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市議会議員及び豊川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

豊川市議会議員及び豊川市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 6 年豊川市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 5 条 豊川市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 2 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>8 円 38 銭</u> を超える場合には、 <u>8 円 38 銭</u> ）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第 142 条第 1 項第 6 号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。	第 5 条 豊川市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 2 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>7 円 73 銭</u> を超える場合には、 <u>7 円 73 銭</u> ）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第 142 条第 1 項第 6 号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。
第 6 条 豊川市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 3 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額の	第 6 条 豊川市は、候補者（第 3 条の届出をした者に限る。）が同条第 3 号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額の

うち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に豊川市議会議員及び豊川市長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例（昭和53年豊川市条例第35号）第2条の規定により委員会が設置するポスター掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り上げる。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

（公費負担の限度額）

第7条 第2条の規定により、無料で、選挙運動用自動車を使用し、又は選挙運動用ビラ若しくは選挙運動用ポスターを作成することができる場合の限度の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

（1）（略）

（2）選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額

（3）（略）

うち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に豊川市議会議員及び豊川市長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例（昭和53年豊川市条例第35号）第2条の規定により委員会が設置するポスター掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り上げる。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

（公費負担の限度額）

第7条 第2条の規定により、無料で、選挙運動用自動車を使用し、又は選挙運動用ビラ若しくは選挙運動用ポスターを作成することができる場合の限度の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

（1）（略）

（2）選挙運動用ビラを作成する場合 候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額

（3）（略）

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市議会議員及び豊川市長の選挙における選挙

運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

理 由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、豊川市議会議員及び豊川市長の選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる必要があるからである。